

## 手指等消毒用アルコールの安全な取扱い等について

新型コロナウイルスの流行に伴い、事業所、販売店、飲食店等において消毒用アルコールを貯蔵・取り扱う機会が増加しております。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。

尚、消毒用アルコールは、消防法に定める危険物の第4類のアルコール類に該当します。下記記載の数量となる場合は、消防法における許可、仮貯蔵仮取扱いの承認、市町村の火災予防条例の届出が必要になる場合がございますので、大月市消防本部までご相談ください。

| アルコール等の貯蔵・取扱量          | 申請・届出         |
|------------------------|---------------|
| 400L以上（貯蔵等継続する場合）      | 危険物施設設置許可申請書  |
| 400L以上を10日間（一時的なもの貯蔵等） | 仮貯蔵・仮取扱い承認申請書 |
| 80L以上                  | 少量危険物貯蔵取扱い届出書 |

### 消毒用アルコールの取扱いの留意事項

- 1 火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等は、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 3 設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。  
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。
- 4 容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。